

政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和6年11月8日（金曜日）

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前10時09分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 14人

座 長	吉 田 修
副 座 長	田 辺 裕 三
委 員	金 岡 貴 裕
//	飯 山 勝 彦
//	豊 岡 達 郎
//	岡 部 享
//	江 西 照 康
//	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	成 田 光 雄
//	橋 本 雅 雄
//	松 井 桂 将
//	鋪 田 博 紀
//	赤 星 ゆかり

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

議会事務局長	中村	敏之
議会事務局次長	高田	まどか
庶務課参事（庶務課長）	澤野	重雄
庶務課主幹（課長代理）	中山	崇
庶務課副主幹（庶務係長）	竹端	志織
庶務課主事	今井	知夏

6 協議結果について

1 運用指針の改正（案）について

前回の検討会で全会一致となっていた、旅費を記載する様式、実績報告書の様式については、新旧対照表のとおり改正することとした。

前回の検討会で全会一致となっていた、クレジットカードの年会費については、新たに追加する項目の項目名を年会費とし、改正することとした。

改正時期について、速やかに改正してほしいという意見があり、速やかに対応することとした。

7 会議の概要

- 座長 それでは、そろいましたので、ただいまより政務活動費のあり方検討会を開会いたします。
本日の議事録の署名委員に、岡部委員、松井委員を指名いたします。
これより協議事項に入ります。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
それでは、協議事項１番目、「運用指針の改正（案）について」であります。
前回の検討会で全会一致となりましたクレジットカードの年会費について、旅費を記載する様式について、実績報告書の様式についての３件であります。
前回までの検討会で全会一致となった案件の新旧対照表は、お手元に配付のとおりであります。
まず、クレジットカードの年会費の指針の改正案について、事務局に説明していただきます。
- 議会事務局参事
（庶務課長） それでは、クレジットカードの年会費についての指針の改正案につきましては、添付資料０２の新旧対照表を御覧ください。
左側、改正前の欄中の赤字のアンダーラインの箇所、「年会費無料かつ」を削り、右側、改正後の欄のとおりといたします。
また、この改正後の欄の表の下に１項目加え、記載のとおり、「１０」「その他」「クレジットカードの年会費は、政務活動費から支出できない。」とするものでございます。
以上でございます。
- 座長 まず、この点について御意見等がありますか。
- 大島委員 「その他」という項目ではなくて、「年会費」とされたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。

座長 「その他」という項目ではなくて「年会費」とする
事について、御意見はありますか。どうですか、事
務局。

議会事務局参事
(庶務課長) そのようにいたします。

座長 ほかの方どうですか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、今、御議論がありましたように、改正後
の１０番は「その他」ではなくて「年会費」という
項目にすることで。
そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 次に、旅費を記載する様式の指針の改正案について、
事務局から説明いただきます。

議会事務局参事
(庶務課長) それでは、旅費を記載する様式についての指針の改
正案につきましては、添付資料０３の新旧対照表を
御覧ください。
指針の１７ページの表につきましては、左側、改正
前の欄に赤字でアンダーラインが引いてある部分を、
右側、改正後の欄の赤字でアンダーラインが引いて
ある部分のようにするものでございます。
この趣旨といたしましては、改正前の表の欄外の位
置にございますように、適正な旅行金額を証する根
拠書類の添付があれば様式を省略することができる
こととするため、右側、改正後の表中の本文は「適
正な経路と旅行金額を証する根拠書類」とし、旅費
計算書や旅行会社の見積書は任意の添付書類となる
ことから、欄外に添付書類の例示として記載するも
のでございます。
以下、指針の２０ページ以降につきましても、「旅
費計算書」とある部分を「適正な経路と旅行金額を

証する根拠書類」とするものでございます。
以上でございます。

座長 この件について何か御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 特に御意見がないようですので、事務局が提案された内容で運用指針を改正することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定いたします。
次に、実績報告書の様式の改正案について、事務局に説明願います。

議会事務局参事
(庶務課長)

それでは、実績報告書の様式についての指針の改正案につきましては、添付資料〇４の新旧対照表を御覧ください。

初めに、今回の改正の対象となっております様式４－２中に字句の誤りがございまして、具体的には、左側、改正前の欄に「面談予定者」とございますが、この様式は実績報告書であるため、右側、改正後の欄にあるように「面談者」が正しく、このように改正したいと考えております。

続きまして、本来の議題でございますが、次のページの左側、改正前の欄にございますように、「視察・調査活動の内容」の項目と「市政への影響、反映、成果等」の項目とに分かれているものを、右側、改正後の欄のとおり１項目にまとめ、「視察・調査活動の内容及び市政への影響・反映・成果等」とするものでございます。

以下、様式４－２記載例、様式５－２、様式５－２記載例、様式６－２、様式６－２記載例、様式７－２及び様式７－２記載例につきましても、新旧対照表に記載のとおり改正を行うものでございます。
以上でございます。

- 座長 ただいまの説明について御意見などありますか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 座長 ないようですので、様式もこのように改正することとしてよろしいでしょうか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 座長 そのように決定をいたしました。
以上で、運用指針の改正案についての協議は終了いたしました。
本日決定した運用指針の改正については、今年度中に改正作業を行って、来年4月1日からの施行としたいと思います。
改正作業が終了しましたら、皆さんに配付いたします。
なお、検討会の協議結果については、私のほうから議長に報告いたします。
内容については、座長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 座長 ありがとうございます。
それでは、そのように決定いたしました。
- 江西委員 すみません、決を採ったのに恐縮なのですけれども、来年4月1日以降の改正というのは速やかに改正にはならないのですか。
これは現状起きている不具合についての申立てを行っていて、特段反対の理由もなかった話なので、何か大きな考え方を変えるわけではないので、そのようにしていただけないですか。
- 座長 ただいまの意見について御意見はありますか。
江西委員、速やかにというのは具体的にいつ頃から

でしょうか。

江西委員 私は前回の会議でもう決定しているものだと思いますので、速やかにです。
基本的には趣旨として問題点はないと皆さん了承したわけですから、何かを変えようというものでもないと思うのです。ですので、もう速やかにです。

座長 8月の前検討会で確認して、具体的には様式自身の今日は確認……

江西委員 成果物としての様式を今日確認させていただきましたけれども、あの時点で全員の合意は取れているので、通常の企業だと速やかに全部行われるような内容ですから、それと同等の流れにしてもらいたいです。

座長 皆さん、どうでしょうか。

鋪田委員 今、江西委員がおっしゃったように、事務的な作業が整い次第、ただ、日はこの日からというのを決めて、なるべく早い段階でされたらいいと思いますが。

議会議務局参事
(庶務課長) 最終的な決定は各派代表者会議で決定することになりますので、各派代表者会議以降ということになるかと思います。

座長 今、提案と議論がありましたように、各派代表者会議で正式に確定ということで、各派代表者会議が終われば速やかにということで、事務局も対応できますね。

議会議務局参事
(庶務課長) はい。

座長 そのようにしたいと思います。ありがとうございました。
ほかに御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、ないようですので、本日の協議事項は終了しました。

次回の検討会では、本年度の残りの協議事項について協議したいと思います。

中身的には、懸案になっておりますグリーン車の利用について、2つ目は宿泊料について、これは政令の改正の中身が決まったようですので、4月1日からの改正になります。それに準じてという、基本的な合意はありますので、次の検討会で正式に議論したいと思います。

予定は1月頃、次回の検討会を考えております。また御案内いたしますので、よろしくお願いします。それでは、本日はこれをもって、政務活動費あり方検討会を閉会いたします。

令和6年11月8日
政務活動費のあり方検討会記録署名

座 長 吉 田 修

署名委員 岡 部 享

署名委員 松 井 桂 将